

富山市コンベンション開催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市コンベンション開催事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 学会、大会・会議
- (2) 学会 学術研究団体が主体となり当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会その他これに類するもの
- (3) 大会・会議 団体、組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表及び討論をするための集会又はこれに類するもの

(補助金の交付)

第3条 市長は、コンベンションを誘致し、その開催を促進するため、当該コンベンションの開催事業に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の要件)

第4条 補助金の交付の対象となるコンベンションは、次に掲げる要件のすべてを満たすこととする。

- (1) コンベンションが市内で開催されるものであること。
- (2) コンベンションが政治的活動、宗教的活動又は営利活動を目的としないものであること。
- (3) コンベンションが公序良俗を害するものでないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が主催するコンベンションでないこと。
- (5) コンベンションを主催する者が団体の場合にあつては、当該団体の構成員として、国又は地方公共団体以外の者が参加していること。
- (6) 収入の大部分を自治体の補助金及び負担金が占めるコンベンションでないこと。
- (7) 県外からコンベンションに参加するものの人数が100人以上で会期が2日以上又は人数が50人以上で会期が3日以上であるもの（会期にはエクスカージョンも含む）。

(補助金の額)

第5条 補助金の額および限度額は、次のとおりとする。

参加人数 \ 会期	2日	3日以上	限度額
50～99人	—	150,000円	500万円
100～199人	150,000円	250,000円	
200～299人	250,000円	350,000円	
300～399人	350,000円	450,000円	
400～499人	450,000円	650,000円	
500～749人	650,000円	1,000,000円	
750～999人	1,000,000円	1,500,000円	
1,000～1,499人	1,500,000円	2,000,000円	
1,500～2,499人	2,000,000円	3,000,000円	
2,500～3,499人	3,000,000円	4,000,000円	
3,500～4,499人	4,000,000円	5,000,000円	
4,500人以上	5,000,000円	5,000,000円	
外国からコンベンションに参加するもので日本国籍を有しないものの人数に会期日数と5,000円を乗じて得た金額を上記金額に加算する。			

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第4条第1項に規定する交付申請書(様式第1号)に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) コンベンションの概要を記載したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 規則第5条第1項に規定する通知は、富山市コンベンション開催事業補助金交付決定通知書により行うものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金の事業計画の変更等の承認を受けようとする者は、富山市コンベンション開催事業補助金変更(交付・承認)申請書(様式第4号)により申請しなければならない。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第12条に規定する実績報告書(様式第5号)に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
 - (2) 収支決算書(様式第7号)
 - (3) 住所(都道府県・国)及び参加人数の確認ができる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (変更等の承認申請と実績報告の特例)

第10条 第8条に規定する者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、規則第19条の規定により、規則第11条第1項に規定する変更の承認または交付の申請と、規則第12条に規定する実績報告を併合し富山市コンベンション開催事業補助金変更(交付・承認)申請書兼事業実績報告書(様式第8号)により報告するものとする。

- (1) 変更申請額が交付決定額を上回らないもの。
- (2) 当初の事業計画の趣旨を変更するものでないもの。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条に規定する通知は、富山市コンベンション開催事業補助金額確定通知書により行うものとする。

(複数年度にわたるコンベンション)

第12条 第4条に規定するコンベンションが複数年度にわたり開催される時、そのコンベンションの終了日が属する年度に交付申請書(様式第1号2)に次に掲げる書類を添付して提出するものとし、その場合に限り、規則第19条の規定により、規則第5条に規定する交付決定及び規則第13条に規定する額の確定を併合するものとする。

- (1) 事業実績書(様式第6号)
- (2) 収支決算書(様式第7号)
- (3) 住所(都道府県・国)及び参加人数の確認ができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により併合した規則第5条第3項及び規則第13条の通知は、富山市コンベンション開催事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書により行うものとする。

(細則)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。